

下関市住宅等浸水対策助成金交付要綱

令和 3 年 7 月 2 9 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住宅等への浸水被害の防止又は軽減による安心・安全な居住環境の実現を目的として、浸水対策事業に要する費用の一部を助成する下関市住宅等浸水対策助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 家屋（長屋住宅、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）であって、自らが所有して居住の用に供しているものをいう。
- (2) 空き家住宅 家屋であって、使用されていないことがおおむね年間を通じ継続している状態であるものをいう。
- (3) 小規模建築物 1 階部分の床面積が 100 平方メートル未満の建築物であって、自らが所有して利用しているものをいう。
- (4) 住宅等 住宅、空き家住宅及び小規模建築物をいう。
- (5) 止水袋 袋内の吸水体が水を吸うことで膨張し、住宅等への浸水を防ぐ商品をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、下関市内の敷地に存する住宅等の所有者（住宅等の所有者が 2 人以上いる場合にあっては当該所有者の代表者とし、区分所有建築物にあっては当該建築物の管理組合等とする。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特段の事由により当該者が浸水対策事業を実施できない場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 下関市内の住宅に居住している者（区分所有建築物にあっては当該建築物に居住する者で組織された管理組合等をいう。以下「居住者」という。）
- (2) 下関市内の空き家住宅を取得し、その空き家住宅に居住しようとする者（以下「居住予定者」という。）
- (3) 下関市内の小規模建築物を利用している者（第7条第2項第5号において「利用者」という。）

2 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (2) 自ら及びその同居する者が暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（交付の対象）

第4条 助成金は、市長が公益上必要があると認める次条に規定する助成対象事業を行う助成対象者に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。

（助成対象事業）

第5条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、下関市内に存する住宅等に対し行う浸水対策事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの（これに関連する工事を含む。）とする。

- (1) 止水板設置事業（住宅等への雨水等の浸水を防止し、又は軽減するために次のアからエまでの要件を全て満たす止水板を購入し、又は工事により住宅等又は住宅等の敷地の出入口に設置することをいう。以下同じ。）

ア 金属等の浸水に耐え得る材質でできていること。

イ 取外し又は移動が可能であること。

ウ 繰り返し使用することが可能であること。

エ 止水板として販売されている製品であること。

- (2) 止水壁設置工事（住宅等への雨水等の浸水を防止し、又は軽減するために住宅等の敷地の出入口等にコンクリート等の浸水に耐え得る材質で造られた止水壁を設置する工事をいう。以下同じ。）

- (3) 止水袋購入事業（住宅等への雨水等の浸水を防止し、又は軽減するために申請年度に止水袋等を購入することをいう。以下同じ。）

2 止水壁設置工事を実施する場合は、当該止水壁設置工事の対象となる住宅

等について、止水板設置事業又は止水袋購入事業を併せて実施しなければならない。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象事業に要した経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、止水板設置事業においては30万円、止水壁設置工事においては50万円、止水袋購入事業においては1万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、止水板設置事業又は止水壁設置工事を実施する助成対象者にあつてはその助成対象事業に着手する前に、止水袋購入事業を実施する助成対象者にあつては止水袋の購入日から起算して20日以内又は当該購入日の属する年度の3月20日のいずれか早い日まで、下関市住宅等浸水対策助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、助成対象事業の種別に応じて別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

3 前項に掲げる書類のほか、止水板設置事業を実施する助成対象者にあつては止水板の仕様が分かる資料（カタログ、仕様書等）を、住宅等の敷地に止水板又は止水壁を設置する助成対象者にあつては住宅等の存する敷地の所有者が分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し、売買契約書の写し（居住予定者に限る。）等）を第1項の申請書に添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

4 第5条第2項の規定により止水壁設置工事と止水板設置工事又は止水袋購入事業とを併せて実施する場合は、止水壁設置工事に係る第1項の規定による申請と止水板設置事業若しくは止水袋購入事業に係る同項の規定による申請とを同時に行い、又はそれぞれ別に行うことができる。

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、その内

容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、第8条の規定により助成金の交付を決定した場合は、下関市住宅等浸水対策助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を、当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、助成金の交付が適当でないと認めるときは、助成金を交付しない旨を下関市住宅等浸水対策助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該助成金の交付申請者に通知するものとする。

（助成金の交付の制限）

第11条 助成金は、同一の住宅について、第5条第1項各号に掲げるそれぞれの助成事業ごとに、それぞれ1回に限り交付できるものとする。

（事業の実施）

第12条 第10条第1項の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた助成対象者（以下「助成事業者」という。）は、適切に助成対象事業を実施しなければならない。

2 助成事業者が第8条の規定による助成金の交付の決定前に助成対象事業（止水袋購入事業を除く。）に着手した場合は、当該助成事業者に対して助成金を交付しない。

（申請の取下げ）

第13条 助成事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市住宅等浸水対策助成金事業中止・廃止届（様式第4号）により当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る助成金の

交付の決定は、なかったものとみなす。

（助成対象事業の変更に係る承認の申請等）

第14条 助成事業者は、助成対象事業の内容又は助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更に係る申請を下関市住宅等浸水対策助成金交付変更承認申請書（様式第5号）により市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第7条第2項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、当該申請時に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該助成対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、前項の場合において、下関市住宅等浸水対策助成金交付変更等決定通知書（様式第6号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第15条 止水板設置事業又は止水壁設置工事を実施する助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、下関市住宅等浸水対策助成金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

（1）工事に係る契約書又は請書の写し

（2）領収書（口座振込等により領収書の交付がない場合は、支払状況が分かるものとして、市長が認めた書類）の写し

（3）助成金交付確定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの）

（4）事業完了後の写真（設置・施工箇所ごとの完了時のもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に掲げる書類のほか、居住予定者にあつては、当該住宅に異動したことが確認できる書類（住民票の写し等）を前項の報告書に添付しなければならない。

（助成金の額の確定）

第16条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、下関市住宅等浸水対策助成金交付確定通知書（様式第8号）により当該助成事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示することができる。

- 2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成対象事業について準用する。

（助成金の交付請求）

第18条 第16条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、下関市住宅等浸水対策助成金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第19条 市長は、前条の請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるとき（止水袋購入事業を実施した者から第7条の規定による申請の添付文書として下関市住宅等浸水対策助成金交付請求書の提出を受けた場合で、当該申請について第8条の規定による交付の決定を行ったときを含む。）は、請求日から30日以内に助成事業者へ当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第20条 助成事業者は、助成対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該助成対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(助成金の交付の決定の取消し等)

第21条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市住宅等浸水対策助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により、第2項の規定による返還の命令は下関市住宅等浸水対策助成金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 助成事業者は、助成対象事業により購入した止水板若しくは止水袋、工事を行って設置した止水板若しくは止水壁又は当該止水板若しくは止水壁の設置により効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、又は貸し付けてはならない。ただし、助成事業者が助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は購入し、若しくは設置した次に掲げる財産の種類に応じ、当該各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 止水袋 助成金の交付の決定を受けた日が属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年が経過した場合又は使用により当該止水袋の再利用が困難な状態となった場合
- (2) 止水壁又は止水板 市長が別に定める期間が経過した場合

(質問、報告等)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し質問をし、

報告を求め、若しくは助成対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度以前の予算に係る本助成金の取扱い（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る助成金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 7 条関係）

助成対象事業	添付書類
止水板設置事業 止水壁設置工事	(1) 購入又は工事に係る見積書（購入費用及び工事の内容ごとに区分された見積内訳書（助成対象事業以外のリフォーム等を併せて行う場合は、それぞれの工事の内容ごとに区分された工事全体の見積内訳書）を含む。）の写し (2) 助成金（不）交付決定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの） (3) 住宅等の位置図 (4) 設置前又は工事前の状態が確認できる現地写真（住宅等の全景及び設置・工事の予定箇所に係るもの） (5) 住宅等を居住・利用していることが確認できる書類（住民票の写し、確定申告書の控えの写し（利用者に限る）等。区分所有建築物の管理組合にあっては省略可） (6) 住宅等の所有者が分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し、売買契約書の写し（居住予定者に限る。）等） (7) 市税の滞納がないことを示す証明書 (8) その他市長が必要と認める書類
止水袋購入事業	(1) 購入した品名、金額及び日付の分かる領収書の写し又はこれに代わる書類並びに下関市住宅等浸水対策助成金交付請求書（様式第 9 号） (2) 助成金（不）交付決定通知書送付用定形郵便封筒（郵便切手を貼付したもの） (3) 住宅等の位置図 (4) 住宅等を居住・利用していることが確認できる書類（住民票の写し、確定申告書の控えの写し（利用者に限る。）等。区分所有建築物の管理組合にあっては省略可）

	(5) 住宅等の所有者が分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し、売買契約書の写し（居住予定者に限る。）等） (6) 市税の滞納がないことを示す証明書 (7) その他市長が必要と認める書類
--	--